

東京

埼玉

千葉

神奈川

東京圏から

最大

倉敷市への移住で

100万円を支給します

2人以上の世帯: 100万円

単身世帯: 60万円

さらに



2人以上の子育て世代（18歳未満の子）には

2人目以降につき30万円が加算



## 対象要件（下記①～③を全て満たす必要があります）

**!** 以下の内容は移住支援金の交付条件の主なものであり、その他要件も満たす必要があるため、必ず下記ウェブサイトの内容をご確認ください

倉敷市へ転入する直前に**1年以上**

かつ

倉敷市へ転入する直前の10年間のうち通算**5年以上**



### ① 移住元

**東京23区内に在住**

または

**東京圏**に在住し被用者や個人事業主として**東京23区内へ通勤**していた

※東京圏に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学 → その後東京23区内の勤務地へ就労した場合のみ通学期間も対象期間に参入できます

次のいずれかを満たす必要があります

**新規就職**（岡山県移住支援金対象事業として掲載された求人企業）

**テレワーク**（※1）（移住前就業において在籍したまま引き続き従事する）

**起業**（岡山県起業支援金の交付決定により起業する）

**関係人口条件**（※2）を満たす、**倉敷市内**での  
**新規就職**（※3）、**起業**（※4）、**農業又は漁業**への従事（※5）

※1 テレワークの場合、被用者のみ対象とし、企業等の代表者や役員、個人事業主は対象外です

※2 **関係人口条件**とは、(1)倉敷市への居住期間が通算5年以上ある方 (2)転入日から5年前までに

(A)「倉敷・流域お試し住宅」を利用した方 または(B)「倉敷市移住希望者支援交通費補助金」を交付決定された方などです

※3 週20時間以上の無期雇用契約が必要です

※4 岡山県内で実施する特定創業支援等事業による支援を受けた証明が必要です

※5 農業は 岡山県の農業実務研修生になることを事業主体に認められた証明、漁業は市内の漁業協同組合の組合員である証明が必要です



晴れの国で働こう！  
岡山県しごと情報サイト



### ② 移住先

次の全てを満たす必要があります

- 申請日から**5年以上**継続して、倉敷市に居住する意思がある
- 申請時点で、倉敷市へ**転入後3か月以上1年以内**である
- 上記②移住先要件（就職・起業）が申請時に連続**3か月以上**継続している
- 倉敷市や他の団体等から同種の支援金等の交付を受けていない
- 日本国籍を有するなど活動範囲の制限を受けない在留資格を有している

令和7年度分  
申請受付期限

令和**7年4月1日**  
から  
令和**8年2月13日**

### ③ その他

「東京圏」とは？

「東京都」「埼玉県」「千葉県」「神奈川県」のうち、  
次に掲げる条件不利地域以外の地域

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町  
【千葉県】 鎌子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、館南町  
【神奈川県】 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

制度詳細は  
こちらから



倉敷市の  
移住情報は  
こちらから



**!** 次の場合は、移住支援金を返還していただきます

#### 全額返還

- 移住支援金の申請日から3年未満に岡山県外へ転出した
- 移住支援金の申請日から1年以内に移住先要件のうち「新規就職」「関係人口要件」を満たす職を辞す、または事業を辞めた
- 岡山県起業支援金の交付決定が取り消された など

#### 半額返還

- 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に岡山県外へ転出した

倉敷市企画経営室 くらしき移住定住推進室

お問い合わせ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

TEL : 086-426-3153 / mail : iju@city.kurashiki.okayama.jp